

○経済産業省告示第五十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外國貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、三月二十七日から施行する。

令和二年三月二十七日

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

経済産業大臣 梶山 弘志

改正後

改正前

一 「略」

二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの

イヽワ

「略」

カリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者

等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会

決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）

三 「略」

一 「略」

二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの

イヽワ

「略」

「新設」

三 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。